

## 個人用記録カード返却について

いつもトレーニング室をご利用いただきまして、ありがとうございます。  
令和3年3月31日をもちまして、屋内体育施設の指定管理者が変更となります。  
つきましては、個人用記録カードをお使いの方は、各自お持ち帰りいただきますよう、お願いいたします。

個人用記録カードは令和3年3月31日を過ぎますと処分させていただきますので、ご了承ください。

指定管理者：公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団・公益財団法人フィットネス21事業団 共同事業体